

令和6年度政策評価レポート
(国土交通省政策評価年次報告書)

国 土 交 通 省

令和7年6月

はじめに

国土交通省では、平成 13 年の発足後以来、政策の企画立案過程と結果に関する透明性を向上させ、国民へのアカウンタビリティ（説明責任）を果たすため、政策の意図・目的と期待される効果をできる限り明確に説明することを目的として、政策評価を積極的に取り入れてきた。

現在は、目標管理型評価・総合評価による 2 つの基本的な政策評価手法（政策チェックアップ、政策レビュー）と政策の特性を踏まえた 4 手法（個別公共事業評価、個別研究開発課題評価、規制の政策評価、租税特別措置等に係る政策評価）の計 6 つの多様な手法を用いて政策評価を実施している。

一方、国土交通政策を取り巻く情勢も日々変化しており、インフラの老朽化への対応、災害時の人流、物流機能の確保等を通じた国民の安全、安心の確保、持続可能な観光地域づくりや地域公共交通ネットワークの再構築、ストック効果の高い社会資本整備の戦略的・計画的な整備など、社会環境の変化を踏まえた政策の企画立案が急務となっている。

また、令和 5 年 3 月に「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）が改正されたことも踏まえ、国土交通省は、令和 6 年 3 月に令和 6 年度から令和 10 年度を計画期間とした国土交通省政策評価基本計画（「以下基本計画」という。）を策定した。この基本計画に基づき、機動的かつ柔軟な政策展開の実現に向け、政策評価の継続的改善に向けた試行的な取組みや制度・運用の見直しを進めており、令和 6 年度には、評価書全体のわかりやすさ・一覧性の向上を目的とした政策チェックアップ評価書様式の見直し等を実施した。

本政策評価レポートは、国土交通省が令和 6 年度に行った政策評価の実施状況及び政策評価に関する取組等を国民に分かりやすく示すため、基本計画に基づき各政策評価を公表するもの（国土交通省政策評価年次報告）である。

令和6年度に国土交通省が実施した政策評価結果

1 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）	3
2 政策レビュー（事後評価、総合評価方式）	4
3 個別公共事業評価（新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式）	17
4 個別研究開発課題評価（事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式）	18
5 規制の政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）	19
6 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）	22

（参考）国土交通省の実施する政策評価に関する制度概要等

1 基本的な考え方	24
2 評価の実施時期及び評価方式	24
3 政策評価の各方式の概要	26
4 評価の実施体制	36
5 政策評価結果等の公表時期（実績）	39

令和6年度に国土交通省が実施した政策評価結果

1 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）

政策チェックアップ評価は2年毎に実施し、評価書を作成している。令和6年度は116の業績指標の実績測定にあたるモニタリングを実施し、令和6年6月に公表した。モニタリング結果は、以下ホームページに掲載している。

- ・モニタリング結果

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000007.html

2 政策レビュー（事後評価、総合評価方式）

1) 政策レビューの実施結果

令和6年3月に、「半島地域の活性化に資する施策の推進」「自動車事故被害者支援・救済の周知促進」「みなとオアシス」を活用した賑わい創出の推進」の3テーマについて評価書を取りまとめ、公表した。

各テーマの評価結果の概要は以下のとおり。評価書は以下ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000008.html

なお、令和7年度は、「復興まちづくりのための事前準備」「住生活基本計画」「諸外国への海上保安能力向上支援の推進」の3テーマについて、政策レビューを実施する予定となっている。

「半島地域の活性化に資する施策の推進(1/2)」

テーマ名	半島地域の活性化に資する施策の推進	担当課 (担当課長名)	国土政策局地域振興課 (谷山 拓也)
評価の目的、必要性	令和6年能登半島地震等の発生も踏まえ、半島振興対策実施地域の自立的発展に向けて、政策レビューを実施し、その評価結果を今後の半島振興施策の検討に活用することを目的とする。		
評価対象	現在の国土交通省における半島振興施策である「地域の担い手確保・関係人口の拡大」、「産業振興促進」、「防災・レジリエンス強化」に資する施策		
政策の目的	半島地域の自立的発展		
評価の視点	・半島振興計画に基づき、半島振興施策は着実に実施されたか ・実施された半島振興施策の成果と課題はどのようなものか		
評価手法	アンケート調査等による半島振興施策の取組状況を把握・分析		
評価結果	＜地域の担い手確保・関係人口の拡大＞ ○半島地域は全国を上回るペースでの人口減少・生産年齢人口の減少が進行しており、地域を持続させていくためには、地域の担い手の確保や関係人口の拡大に向けた取組が必要 ▶アンケート調査結果から以下課題が抽出された。 ①半島地域に移住定住しやすい環境整備の強化 ②半島地域の関係人口の拡大に向けた取組の強化 ＜産業振興促進＞ ○多くの半島地域では、産業の振興及び観光の開発に係る計画全体は順調に進捗している一方、半島地域の山がちで平地が少ない地理的条件不利性がある中、企業立地や、観光客を誘致するための重点的な取組が必要 ▶アンケート調査結果から以下課題が抽出された。 ①半島地域の独特な資源を活用した取組の強化 ②大消費地から離れている半島地域の条件不利性も踏まえた認知度向上・誘客の強化 ＜防災・レジリエンス強化＞ ○交通通信の確保、国土保全施設の整備及び防災体制の強化に係る計画全体は概ね順調に進捗したものの、令和6年能登半島地震を受け、防災意識の高まりとともに、新たな防災対策等の必要性が明らかになったところ、ハードとソフトの両面からの半島地域の防災・レジリエンス強化が必要 ▶アンケート調査結果から以下課題が抽出された。 ①リダンダンシー確保の観点も含めたインフラ整備の充実 ②地形の制約等による避難の長期化、広域化も考慮した防災体制の強化 ③半島地域の孤立可能性集落に関する対策の強化		
政策への反映の方向	＜地域の担い手確保・関係人口の拡大＞ 課題①に対しては、空き家の改修やテレワーク拠点施設整備等のモデル事業による二地域居住等の施策を促進し、地域の担い手を確保するための総合的な支援を実施。 課題②に対しては、半島地域の暮らしや仕事の体験ツアー、地方公共団体と民間事業者やメディア等をマッチングさせる取組等により、半島地域外において多様な形で関わる人を取り込む。 ＜産業振興促進＞ 課題①に対しては、コロナ禍後の地域経済回復実感をより確かなものとするため、地域の独特な資源の商品力を高めるモデル的な取組や企業誘致しやすい環境整備を実施し、地域に住まう人々の働く場所として極めて重要な地域産業の活性化を推進。 課題②に対しては、観光においては、発信力ある事業者の活用により、半島地域の魅力を発信することで、半島地域の資源を活かした誘客を促進する取組を推進。また、デジタル技術を活用して大消費地から遠い半島地域の地理的な条件不利性を克服。 ↓次ページへ続く		

「半島地域の活性化に資する施策の推進(2/2)」

政策への 反映の方向 (続き)	＜防災・レジリエンス強化＞ 課題①に対しては、三方を海に囲まれ、アクセスルートが限られる半島地域において、災害時でも確実にインフラ(道路、河川、港湾、上下水道等)が機能するよう、事前防災の観点を踏まえつつ、国土強靱化を着実に進める。 特に、交通の確保については、半島地域の全ての道路は防災に資するとの前提の下、国・自治体ともに、強力に取り組みを推進する。具体的には、高規格道路、半島循環道路等を始めとする各種インフラの整備や地域における物流体制の構築に向けた取組を促進する。 課題②に対しては、半島地域を面的に捉え、都道府県、市町村の行政区域を越えた広域での避難・救援体制の整備、自主防災組織の活動等への支援の実施。 発災後、避難生活が長期に及ぶ場合に備え、生活上必要となる上下水の確保(例、飲料水備蓄、防災井戸、トイレカー)を着実に進めるため、他部局の施策とも協調しつつ、地方公共団体の防災計画等、防災の検証・調査を支援。 課題③に対しては、先般の地震において特に問題となった孤立集落の発生を踏まえ、孤立可能性集落の早期把握を支援し、災害時の対応の強化を促進するための取組を支援。 半島地域において、平時からドローン等を暮らしに利用することで、災害時においても活用しやすくなることから、平時の運用体制整備とともに、発災後直ちに、救援物資等を届けることができるようなフェーズフリーの取組を推進。
--------------------------------	--

「自動車事故被害者支援・救済の周知促進」(1/2)

テーマ名	自動車事故被害者支援・救済の周知促進	担当課 (担当課長名)	物流・自動車局保障制度参事官室 (忍海邊 智子)												
評価の目的、必要性	- 自動車損害賠償責任保険・共済は、自動車事故被害者に対して自賠責保険金(共済金)により、損害をてん補するものであるが、自動車事故に遭った場合、被害者には様々な態様の障害が残るなど、自賠責保険金のみでは必ずしも救済できないケースがあるため、被害者保護の観点から、自賠責保険金(共済金)では救済しきれない場合の被害者支援が必要である。 - このような被害者支援は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要であるところ、自動車事故被害者の保護の増進等を目的として設立された独立行政法人「自動車事故対策機構(以下「ナスバ」)」がその業務を担っている。 - 具体的な被害者支援としては、療護施設の設置・運営や介護料の支給等であり、国土交通省は、ナスバに対して必要な資金を交付している。 - これら被害者支援については、自動車事故被害者のみならず、自動車事故の被害者にもなり得る全ての国民に裨益するものであり、国民が自動車事故に遭った際に迅速にナスバの被害者支援を受けられるよう、国民に対して漏れなく情報を届けることが重要であるものの、ナスバ自体の認知度が低いため、自動車事故被害者が自動車事故発生からナスバの支援を受けるまでに相当期間を要しているのが実態である。 - このため、これまで国民や自動車事故被害者に対して、ナスバの被害者支援に関する周知活動を行っているところであるが、今回の政策評価において、これまで実施してきた周知活動の有効性を検証し、今後実施すべき周知活動のあり方について検証を行う必要がある。														
評価対象	自動車事故被害者に必要な情報を確実に届けるために実施してきた、ナスバの被害者支援に係る広報・アウトリーチ施策														
政策の目的	国民が自動車事故被害に遭った際にナスバを知らなかったことが原因で必要な被害者支援を受ける機会を逸することがないよう、国民に対して漏れなく情報を届けることを目的とする。														
評価の視点	これまでの被害者支援に係る広報・アウトリーチの取組状況等を踏まえ、ナスバ・被害者支援の周知に係る全体像の把握と、制度の利用に至るまでの事例についての掘り下げという2つの視点で評価を行い、今後の方策を整理する。 ①ナスバ・被害者支援制度の周知に係る全体像の把握 - ナスバ・被害者支援制度は、どの程度国民に認知されているのか。 ②ナスバの被害者支援制度の利用に至るまでの事例についての掘り下げ - 自動車事故被害者がどのような経路、タイミングでナスバや被害者支援制度を認知したのか。 - 交通事故発生から被害者支援制度の活用に至るまでの程度の期間を要しているのか。 - より迅速な制度活用を促進するために、どのような手法が有効なのか。														
評価手法	①国民・自動車事故被害者を対象としたアンケートによる認知度の実態把握 ②ナスバ制度(介護料)活用に至るまでのケーススタディによる情報経路・利用実態に係る構造分析														
評価結果	<table><tr><th>評価の視点</th><th>調査結果</th><th>導き出された課題</th></tr><tr><td>全体像の把握 認知度</td><td> 現状の認知度 - ナスバや被害者支援の認知度は、1割程度と依然として低い。 - 特に地方部や中高年齢層において認知度が低い傾向。 </td><td> ■ ナスバの認知度不足 - 国民や自動車事故被害者におけるナスバやナスバの被害者支援制度の認知度が低く、迅速な制度の利用につながっていない。 </td></tr><tr><td>ナスバの被害者支援制度の利用に至るまでの事例の掘り下げ 情報経路等</td><td> 現状の情報取得先 - 脳損(入院あり)の方は療護センターから介護料の周知が実施されている一方、脳損(入院無し)、脊損の方は、情報取得経路が多様化しており、申請時期も遅い傾向。 - 入院・通院期間中に医療機関から情報提供を受けるケースが多い一方、等級認定時や障害手帳交付時において情報提供を受けるケースは少ない傾向。退院後においては、WEB/SNS、知人・家族等のクチコミによる多様なチャネルから情報を得ている傾向。 望ましい情報発信方法 - 被害者からは医療機関、地方自治体・警察・免許センターといった公的機関からの情報発信を望む声が多い。 - TV、WEB/SNS、新聞/雑誌などの多様なメディアからの情報取得を望む声もある。 - 多忙で手が回らないなどの被害者の個別事情がある。 </td><td> ■ 関係機関からの情報提供の不完全性 - 症状固定前の段階における周知が迅速な制度活用に繋がるものの、事故後～症状固定までの期間において、関係機関からの周知が十分に図られていない。(但し、症状固定後においても、制度活用に至ったケースも一定数存在する点に留意が必要。) (情報提供先となる)関係機関においてナスバ被害者支援制度の理解が十分に得られていない。 - 症状固定後など被害者自らが情報を得たいときに情報を取得することが困難。 </td></tr><tr><td></td><td> 申請までの期間 - 症状固定前にナスバ介護料制度を知った場合、事故発生から介護料申請までの期間が短くなる傾向。 - 症状固定後にナスバ介護料制度を知った場合、介護料申請までの期間が長期化する傾向。 </td><td> ■ 多様な情報経路の実態把握不足 (特に症状固定後において)被害者がアクセスする情報経路の実態についての把握が不十分。 </td></tr></table> ↓次ページへ続く			評価の視点	調査結果	導き出された課題	全体像の把握 認知度	現状の認知度 - ナスバや被害者支援の認知度は、1割程度と依然として低い。 - 特に地方部や中高年齢層において認知度が低い傾向。	■ ナスバの認知度不足 国民や自動車事故被害者におけるナスバやナスバの被害者支援制度の認知度が低く、迅速な制度の利用につながっていない。	ナスバの被害者支援制度の利用に至るまでの事例の掘り下げ 情報経路等	現状の情報取得先 - 脳損(入院あり)の方は療護センターから介護料の周知が実施されている一方、脳損(入院無し)、脊損の方は、情報取得経路が多様化しており、申請時期も遅い傾向。 - 入院・通院期間中に医療機関から情報提供を受けるケースが多い一方、等級認定時や障害手帳交付時において情報提供を受けるケースは少ない傾向。退院後においては、WEB/SNS、知人・家族等のクチコミによる多様なチャネルから情報を得ている傾向。 望ましい情報発信方法 - 被害者からは医療機関、地方自治体・警察・免許センターといった公的機関からの情報発信を望む声が多い。 - TV、WEB/SNS、新聞/雑誌などの多様なメディアからの情報取得を望む声もある。 - 多忙で手が回らないなどの被害者の個別事情がある。	■ 関係機関からの情報提供の不完全性 - 症状固定前の段階における周知が迅速な制度活用に繋がるものの、事故後～症状固定までの期間において、関係機関からの周知が十分に図られていない。(但し、症状固定後においても、制度活用に至ったケースも一定数存在する点に留意が必要。) (情報提供先となる)関係機関においてナスバ被害者支援制度の理解が十分に得られていない。 - 症状固定後など被害者自らが情報を得たいときに情報を取得することが困難。		申請までの期間 - 症状固定前にナスバ介護料制度を知った場合、事故発生から介護料申請までの期間が短くなる傾向。 - 症状固定後にナスバ介護料制度を知った場合、介護料申請までの期間が長期化する傾向。	■ 多様な情報経路の実態把握不足 (特に症状固定後において)被害者がアクセスする情報経路の実態についての把握が不十分。
評価の視点	調査結果	導き出された課題													
全体像の把握 認知度	現状の認知度 - ナスバや被害者支援の認知度は、1割程度と依然として低い。 - 特に地方部や中高年齢層において認知度が低い傾向。	■ ナスバの認知度不足 国民や自動車事故被害者におけるナスバやナスバの被害者支援制度の認知度が低く、迅速な制度の利用につながっていない。													
ナスバの被害者支援制度の利用に至るまでの事例の掘り下げ 情報経路等	現状の情報取得先 - 脳損(入院あり)の方は療護センターから介護料の周知が実施されている一方、脳損(入院無し)、脊損の方は、情報取得経路が多様化しており、申請時期も遅い傾向。 - 入院・通院期間中に医療機関から情報提供を受けるケースが多い一方、等級認定時や障害手帳交付時において情報提供を受けるケースは少ない傾向。退院後においては、WEB/SNS、知人・家族等のクチコミによる多様なチャネルから情報を得ている傾向。 望ましい情報発信方法 - 被害者からは医療機関、地方自治体・警察・免許センターといった公的機関からの情報発信を望む声が多い。 - TV、WEB/SNS、新聞/雑誌などの多様なメディアからの情報取得を望む声もある。 - 多忙で手が回らないなどの被害者の個別事情がある。	■ 関係機関からの情報提供の不完全性 - 症状固定前の段階における周知が迅速な制度活用に繋がるものの、事故後～症状固定までの期間において、関係機関からの周知が十分に図られていない。(但し、症状固定後においても、制度活用に至ったケースも一定数存在する点に留意が必要。) (情報提供先となる)関係機関においてナスバ被害者支援制度の理解が十分に得られていない。 - 症状固定後など被害者自らが情報を得たいときに情報を取得することが困難。													
	申請までの期間 - 症状固定前にナスバ介護料制度を知った場合、事故発生から介護料申請までの期間が短くなる傾向。 - 症状固定後にナスバ介護料制度を知った場合、介護料申請までの期間が長期化する傾向。	■ 多様な情報経路の実態把握不足 (特に症状固定後において)被害者がアクセスする情報経路の実態についての把握が不十分。													

「自動車事故被害者支援・救済の周知促進」(2/2)

評価結果 (続き)	評価の視点 調査結果 導き出された課題
ナスバの被害者支援制度の利用に至るまでの事例の掘り下げ より迅速な制度活用促進に係る有効な手法	情報発信の内容 - 知人・友人から情報提供を受ける場合など、情報内容を疑い利用申請を躊躇するケースがある。 - 適切なタイミングで情報提供を受けたが、制度を理解できず自らが制度の対象外だと思込み申請が遅れるケースがある。 関係機関の課題 - 関係機関の職員によって、制度への理解度が異なることから、情報の取扱いに差が生じている。 - 人事異動により情報が引き継がれないケースがある。 - 特に自治体において、自動車事故被害者の関係する情報以外にも多様な情報を取り扱っており、情報が埋没するケースがある。
政策への反映の方向	■ 伝達手法、コンテンツの課題 - 第三者からの情報発信等に関し、情報の信憑性の確保が課題。(例: 知人・友人からの紹介やSNS等のクチコミ系情報) - 介護料受給資格要件について、対象者に正確に伝わらず、誤解を招いているケースが存在しており、コンテンツが不十分。 ■ 関係機関職員の理解不足 - 情報発信の担い手となる関係機関において、職員によってナスバ被害者支援制度の理解不足や、情報が埋もれているケースがあり、対象者に正確に情報が提供されない懸念がある。

「みなとオアシス」を活用した賑わい創出の推進(1/2)

テーマ名	「みなとオアシス」を活用した賑わい創出の推進	担当課 (担当課長名)	港湾局産業港湾課 (中川 研造)
評価の目的、必要性	「みなとまちづくり」は、国、港湾管理者、民間事業者が連携して、みなとの資産を最大限活用する必要があるが、広域的な視点からのブランド化、他事例・ベストプラクティスの共有、財政支援を含む制度面の支援といった観点から、国が「みなとオアシス制度」を創設（平成15年）して、支援している。 制度創設から20年が経過し、取り組みが一定程度進んできたことから、これまでの「みなとオアシス」を活用した賑わい創出の取組等について政策レビューを実施し、「みなとオアシス」を活用した、更なる賑わい創出に向けた仕組み等を検討することを目的とする。		
評価対象	「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われ、みなとまちづくりの核となる施設を、施設の設置者からの申請に基づき、国土交通省港湾局長が登録して、各みなとオアシスへ技術面での助言、PR活動や補助制度の活用などの支援をする制度。		
政策の目的	みなとオアシス制度は、みなと周辺の既存ストックを最大限活用しつつ、住民参加により地域の創意工夫を活かした賑わい創出のための取組を支援するものであり、地方活性化や地方創生に資する政策である。		
評価の視点	これまでの「みなとオアシス」における取組状況や実績を整理し、みなとの賑わいの創出に向けた手法や支援策、体制等の課題を確認する。 その際、設置者、運営者、利用者にとって、みなとオアシスの魅力が大きくなり、より賑わい創出につながる制度となるためのポイントを明確にする。		
評価手法	以下の手法により評価を実施する。 ・みなとオアシス設置者から提出されている「みなとオアシス活動報告書」から各種取組を行う上での課題等を整理し、アンケート項目を検討する。 ・アンケート及びヒアリング調査により、みなとの賑わいの創出に向けた手法や支援策、体制等の課題を確認する。		
評価結果	みなとオアシス登録後の効果については、アンケートより8割以上のみなとオアシスで、地域の賑わい創出に“貢献している”と回答しており、みなとオアシスの登録が賑わい創出に一定の効果があったといえる。 具体的には、“近づきにくい”、“親しみにくい”といった港湾周辺地域が、みなとオアシスの登録により、 ① 新たな商業施設等が立地したり、イベントが開催された等の具体的な変化がでている ② 賑わい創出の提供側の連携意識等も芽生え、新たなイベント開催にもつながった ③ 来訪者も増加し、周辺住民にも、みなとを含む地域の賑わい創出が認識されるようになった 等の効果があったとの回答があった。 他方、評価を整理し、以下の5つが更なる賑わい創出に向けた課題であるとした。 (1) 登録したメリットやPR効果が感じられない。またみなとオアシスの知名度は非常に低い。 (2) 活動に取り組む運営主体の人員不足、イベント等の賑わい創出に必要な企画の立案や実行を担当する人材の不足。 (3) 資金源について、行政からの交付金、補助金を受けているところが半数以上占めている。また、新たな施設の整備やイベントの活動が必要となった場合、各施設管理者における整備や活動に必要な予算がない。 (4) 複数の構成施設、施設管理者が存在している場合、手続きや調整に時間を要する。用地(港湾緑地)や港湾施設の活動時における使用許可手続きに時間を要する場合がある。 (5) 災害時に活用可能な構成施設を有する「みなとオアシス」は多く存在するが、訓練等で活用した実績は少ない。		
政策への反映の方向	前項で挙げた5つの課題に対し、それぞれ以下のとおり今後の方向性に沿って必要な方策を検討・実施していく。 (1) 知名度向上、ブランド強化 ・各みなとオアシスの分類分けによるコンセプトの明確化やマーケティング戦略等を見直すことで各みなとオアシスを磨き上げ ・各みなとオアシス地方ブロック協議会の積極的な活用による、登録の効果やベストプラクティス(効果的なイベント、他の観光資源との連携、マーケティング戦略など)の横展開、各みなとオアシス地方ブロック単位での国による講演会等を開催 ・全国イベントの継続的な開催(Sea級グルメ全国大会等) ・HP、SNSや広報誌、メディアを活用した広報 ・国及び自治体の支援を含めた「みなとオアシス」と他の観光資源との連携を図る取組強化 (2) 人材不足に対する支援の強化 ・みなとまちづくりマイスター等の専門家などの活用 ・各みなとオアシス地方ブロック協議会の積極的な活用(再掲) ・民間主体の協議会形式によるみなとオアシスの運営を原則としていくことで、協議会中心のガバナンス(構成施設間の連携、みなとオアシス全体の運営)やノウハウの継続性を確保した運営を実施 ・地方整備局等の職員によるイベント等の活動支援 ↓次ページへ続く		

「「みなとオアシス」を活用した賑わい創出の推進」(2/2)

政策への 反映の方向 (続き)	(3)資金不足に対する支援の強化 ・イベント等の資金確保として、専門家派遣やベストプラクティスの横展開等によるノウハウの共有等による自主財源確保に向けた支援 ・施設整備等の資金確保として、国が「みなとオアシス支援メニュー」を再整理するとともに、国から各みなとオアシスへの説明会の開催等 ・地元のニーズに即した支援制度の検討 (4)関係者間の事務手続きの共通化・簡素化 ・民間主導によるガバナンスやノウハウの継続性を確保した運営(再掲) ・関係者間の事務手続きの共通化・簡素化による調整コストの削減 (5)災害支援機能の強化 ・国の方針(みなとオアシス防災ネットワーク)の周知を徹底、能登半島地震時のみなとオアシスの活用事例を自治体に共有することで、地域防災計画等へ、みなとオアシスの構成施設や防災に関する取組を位置づけることを促進 ・国による物資・人員輸送の訓練やセミナー等の開催 ・みなとオアシス間の防災時の相互協力体制を構築
--------------------------------	--

2) 政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況

令和3年3月に評価書を取りまとめた、令和2年度の5テーマ「運輸安全マネジメント制度」、「水資源政策」、「住生活基本計画」、「北海道総合開発計画の中間点検」、「産業分野における気象データの利活用促進」については、3年後である令和6年度に評価書で取りまとめた改善方策について確認することになっていたことから、令和6年11月29日に開催した政策評価会において、その後の取組の実施状況を確認した。

各テーマの改善方策の実施状況は以下のとおり。確認票は以下ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000003.html

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	運輸安全マネジメント制度	実施時期	令和2年度	担当課	大臣官房 運輸安全監理官
対象政策	運輸安全マネジメント制度				
政策の目的	運輸安全マネジメント制度の下においては、運輸事業者の経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制の構築を目指し、輸送の安全性の向上について高い意識を持って積極的に安全管理体制の更なる向上を図ること、また、構築された安全管理体制を運輸事業者自らが内部監査等の手法によりチェックを行い、安全風土・安全文化が構築され、安全管理体制が改善されていくことを目的としている。				
評価結果の概要	マクロの視点 ①運輸安全マネジメント評価14項目の充足率 輸送モード毎の充足率と比較すると、鉄道モードの充足率は総じて高く、自動車及び海事モードは低評価の項目も多く、輸送モード毎による差異が見られた。また、大規模事業者と中小規模事業者で比較した際には全般的に大規模事業者の充足率が高い。 ②輸送モード毎の事故件数状況 鉄道、自動車、海事モードにおける事故は長期的に見て、減少傾向にあり、航空モードにおける事故は抑制傾向の結果となった。事故の削減、抑制の要因として、各モードにおいて車両等の安全技術の進歩、社会インフラの改良等に加え、運輸安全マネジメント評価の実施による安全管理体制の構築が考えられる。 ミクロの視点 ①各輸送モード個別事業者における充足率の変化 運輸安全マネジメント評価の経年変化については、充足率が前回評価よりも下がっている場合が一部見られるが、全般的には評価を繰り返すことにより充足率が向上していき傾向にあり、取組のスパイラルアップが図られている。 ②事業者ヒアリング結果 全社が運輸安全マネジメント制度導入により、経営トップ及び社員の安全意識の向上、事故要因の分析収集に着手、事故損害額の減少等、安全管理体制の向上を実感と回答。7社が「(7)事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用」、5社が「(6)情報伝達及びコミュニケーションの確保」が運輸安全マネジメント評価14項目の中で特に事故削減に寄与していると回答。全社が安全管理のためにドラレコを事故検証等に活用する等ICTやAIについて活用していると回答。				
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)「取りまとめ後の対応方針」等	レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」)				
(1)内部監査について ○内部監査の強化のための支援 (大手) ・運輸安全マネジメント評価を通じた事業者のリスク把握能力の向上 (中小) ・内部監査体制が十分でない事業者でも取り組める基本的な内部監査手法の展開 ・事業者の課題(リスク)の理解を深める内部監査セミナーの開催	→	・R5年3月、「安全管理規程に係る報告徴収又は 立入検査の実施に係る基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)を改正し、「内部監査」に係る事項を追記【追記内容】 「運輸安全マネジメント評価」[※]における重点確認事項に「内部監査」を追記し、評価の際は積極的に助言を行う 【運輸安全マネジメント評価実施者数】 318者 (R5年度末時点) ※本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価を実施 ・R5年6月、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を改訂し、「内部監査実施時の留意点」を追記【追記内容】 自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題に適時、適切に対応しているかを確認すること ・R5年6月、国交省HPで公表している冊子「安全管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために」を改訂。新たに小規模事業者向けの「内部監査手順書」及び「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を追加 ・事業者(安全担当者)向けに開催している「運輸安全マネジメントセミナー(内部監査)」の講義内容を改訂 【講義内容改訂後のセミナー(内部監査)開催状況】 計13回開催。512名が受講 (R5年度末時点) ・運輸安全マネジメント評価を通じて収集した「他の模範となる優良な内部監査の取組事例」を国交省HPにて公開(16事例)			
(2)事故・ヒヤリハットについて ○ヒヤリハットの収集、分析、活用による事故防止対策の推進 ・ドライブレコーダーの分析による事故多発地点の解消等の優良事例の収集・展開 ・事業者のヒヤリ・ハット収集・分析能力の向上を図るセミナー及びガイドラインの充実強化	→	・R5年3月、「基本方針」を改正【再掲】し、「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」に係る 事項を追記【追記内容】 ・「運輸安全マネジメント評価」における重点確認事項に「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」を追記し、評価の際は、積極的に助言を行う ・R5年6月、「ガイドライン」を改訂【再掲】し、「事故、ヒヤリ・ハットに係る留意点」を追記【追記内容】 ・事故、ヒヤリ・ハット情報を分類・整理し、原因究明・対策を策定した結果、最優先で減少させたい事故等への対策は、安全重点施策に記載し重点的に推進すること ・事故、ヒヤリ・ハット情報の収集の必要性・重要性を理解・浸透させることは、報告者の安全意識を醸成する上でも重要であり、ドライブレコーダー映像等の技術を活用することで報告の内容を補完できるような手段を検討すること ・リスクを管理する要員に対し、必要な教育・訓練を確実に実施するとともに、力量の定期的な把握により、教育・訓練等の見直し・改善を図ること ・R5年6月、国交省HPで公表している冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方〜事故の再発・未然防止に向けて〜(鉄道、自動車、海事編)」を改訂し、具体的な取組手法や事例を公開 ・R5年9月、事業者の安全担当者向けに開催している「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」の講義内容を改訂 【講義内容改訂後のセミナー(リスク管理)の開催状況】 計10回セミナー開催。337名が受講 (R5年度末時点) ・R5年度から、新たに現場の管理者層を対象とした「運輸安全マネジメントセミナー(リスク感受性向上)」を開催 【セミナー(リスク感受性向上)の開催状況】 計9回セミナー開催。199名が受講 (R5年度末時点)			
(3)中小事業者について ○大手事業者のノウハウ活用による中小企業者の取組推進 ・事業者におけるグループ企業の横断的な安全管理の構築 ・第三者機関による中小自動車事業者に対する評価の推進	→	・運輸安全マネジメント評価を通じて、グループ内企業の安全に対する連携状況の把握及びグループ内企業全体の安全管理体制向上を促進 ・特に、安全管理規程の届出義務付け対象外事業者を子会社に抱える親会社に対しては、必要に応じて、評価時にグループ企業全体の安全管理体制を構築することを助言 ・R5年3月、「基本的方針」を改正【再掲】し、「第三者認定機関による評価」等に係る事項を追記【追記内容】 ・中小規模事業者に対して、「第三者認定機関」による評価や認定セミナーの活用を引き続き促進するほか、オンラインを活用した普及啓発や運輸安全マネジメントの基礎的な知識の提供にも取り組むなど、運輸安全マネジメントのさらなる浸透を図ること ・第三者認定機関による中小自動車運送事業者への「運輸安全マネジメント評価」を促進 【第三者認定機関によるマネジメント評価実施数】 R2年度:12者 → R5年度:85者 (73者増) ・認定セミナー[※]の開催 これまでにセミナーの認定を受けた者:8者 【認定セミナーの開催状況】 ・開催回数 R2年度:303回 → R5年度:389回(86回増) ・受講者数 R2年度:4,582名 → R5年度:6,114名(1,532名増) ※民間機関等の活力とノウハウを活用して、中小自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメントのさらなる浸透・定着を図るため、民間機関等が実施するセミナーを認定する			
(4)他の安全施策との関係 ○他の安全施策への運輸安全マネジメント評価の成果の活用 ・安全規制について、運輸安全マネジメントの成果を活用 ○運輸防災マネジメントの推進等新たな課題への対応 ・気象庁、地方整備局等と連携した自然災害情報の的確な活用のためのワークショップの開催等 ・運輸防災マネジメントに係る評価実施及び災害対応調整機能強化のための地方運輸局の評価・防災体制の強化	→	・R4、5年度において、各運輸モードの安全対策を共有し、他の運輸モードの対策を踏まえて、自運輸モードの必要な対策の検討等を行うモード横断的な点検・会合を実施【国土交通省幹部会議の開催状況】 ・R4年度 局長級会議:2回、課長級会議:3回 ・R5年度 局長級会議:1回、課長級会議:2回 ・また、R6年度には、点検結果のフォローアップを行うとともに、R6年1月に発生した羽田空港航空機衝突事故を踏まえ、新たな取組を実施中【新たな取組】 ・運輸安全マネジメント評価を強化 ・航空事業者に対する重大な衝突事故への対応状況の情報共有 ・R5年度から、運輸安全マネジメント評価の際は、国交省幹部職員の立ち会いを促進するとともに、自らが所掌していない運輸モードへの立ち会いを原則化【国土交通省幹部の評価立ち会い状況】 R5年度 本省幹部:11者、地方運輸局幹部:28者 ・R3年度から、「自然災害への対応」を加えた運輸安全マネジメント評価を実施【自然災害への対応を加えたマネジメント評価実施数】 ・211者に対して評価を実施 ・86者に対して運輸防災マネジメントの観点から助言 (R5年度末時点) ・R5年6月、「ガイドライン」を改訂【再掲】し、自然災害など新たな課題に対応するうえでの留意点を追記【追記内容】 ・経営トップは、人材不足に起因して社員・職員等の高齢化が進むことによるリスク、厳しい経営状況のため老朽化した輸送施設等を使用し続けることによるリスク、社会的要請が高まっている自然災害、テロ、感染症等を認識し、これらのリスクについて適切に管理・運営すること ・気象庁、地方整備局等と連携し、梅雨入り前・降雪期前に、防災に特化した「運輸防災セミナー&運輸防災ワークショップ」を開催【関係機関と連携したセミナー等開催状況】 計63回開催。4,086名が受講 (R5年度末時点)			

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	水資源政策	実施時期	令和2年度	担当課	水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課
対象政策	1)水資源開発基本計画の策定 2)水資源の利用の合理化等に関する重要事項(水利用の合理化、雨水利用の推進、地下水利用と地盤沈下対策) 3)水源地域の振興				
政策の目的	安定的な水資源の確保のための施策を推進するとともに、生活や産業において安全・安心な水利用が実現する社会を構築することを目的とする。				
評価結果の概要	(1)水資源政策の進捗状況 1)水資源開発基本計画の策定 ・水資源開発基本計画に基づき水資源開発が進捗し、水供給の目標は概ね達成しており、漏水被害を軽減している。 2)水資源の利用の合理化等に関する重要事項(水利用の合理化、雨水利用の推進、地下水利用と地盤沈下対策) ・水利用の合理化、雨水利用、地下水の適切な保全・利用が促進している。 3)水源地域の振興 ・水源地域対策特別措置法に基づき、新たに2つ「指定ダム」を指定、2つのダムで水源地域整備計画を決定、15のダムで整備事業が完了した。 ・令和元年度末時点で94のダムで水源地域整備計画を決定し、79ダムで事業完了。現在、15のダムで事業を実施している。 ・ソフト対策「水源地域支援ネットワーク」「水の里旅コンテスト」により、地域活性化に寄与している。 (2)「リスク管理型の水の安定供給」の進捗状況 1)リスク評価の取組 ・リスク管理型の水資源開発基本計画策定時におけるリスク評価フローを確立するとともに、吉野川水系において評価を実施した。 2)リスク評価に基づいた施策の取組状況 ①リスク管理型の水資源開発基本計画の策定 ・全7水系6計画 ^{※1} のうち、漏水が顕発している吉野川水系を先行して「水資源開発基本計画」の全部変更 ^{※2} に着手し、平成31年4月に閣議決定した。 ②漏水対応タイムラインの策定 ・令和3年2月までに、国が管理する4水系 ^{※3} で「漏水対応タイムライン」の運用を開始。 ・吉野川水系では、国、四国四県、水資源機構が連携し「漏水対応タイムライン」を作成し、令和3年1月に運用を開始した。 ※1：利根川水系と荒川水系で、1つの「水資源開発基本計画」を策定 豊川水系、木曽川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系では、水系毎に「水資源開発基本計画」を策定 ※2：櫛田川水系、斐伊川水系、芦田川水系、吉野川水系				
レビュー取りまとめ時点で政策への反映の方向(予定)「取りまとめ後の対応方針」等		レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」)			
①水資源開発基本計画の策定 ・リスク管理型の水資源開発基本計画の策定が吉野川の1水系のみに留まっている。 ・残る6水系5計画 ^{※1} について早期にリスク管理型の計画を策定する。 ※1：利根川水系と荒川水系で、1つの計画を策定。 豊川水系、木曽川水系、淀川水系、筑後川水系では、水系毎に計画を策定。		・令和6年8月までに5水系 ^{※2} で「リスク管理型の水資源開発基本計画」を策定した。 ・令和6年8月、残り2水系 ^{※3} のうち、豊川水系の計画の見直しに着手した。 ※2：利根川水系、荒川水系、吉野川水系、淀川水系、筑後川水系 ※3：豊川水系、木曽川水系			
②水資源の利用の合理化等に関する重要事項(水利用の合理化) ・平時において、水利用の更なる合理化を推進するため、用途をまたがる転用を更に進めていくとともに、節水の取組についても更に推進する。 ・漏水対応タイムラインの作成促進等により、関係者が連携して危機的状況に備える取組を直轄河川で進め、更に都道府県管理河川にも拡充する。		・水利用の合理化を「リスク管理型の水資源開発基本計画」へ位置づけた。 ・取水制限時に、具体的な節水の取組の紹介や漏水調整協議会に関する情報を周知している。 ・令和6年9月末時点で、国管理の32水系(34河川)で、「漏水対応タイムライン」が作成・運用されている。 ・都道府県に對しても、平成31年3月に公表した「漏水対応タイムライン作成のためのガイドライン(初版)」を用いて、漏水対応タイムラインの作成促進を図っている。			
(地下水利用と地盤沈下対策) ・地下水データベースの構築や、地域の実情に応じた地下水マネジメントの取組を推進する。		・令和5年6月、国・地方公共団体等の関係者が、データ [※] を相互に活用することができる「地下水データベース」の運用を開始するなど、地下水マネジメントの取組を推進している。 ※地盤沈下防止等対策要綱地域等において観測・収集された地下水位、水質、地下水採取量 等			
(雨水利用の推進) ・雨水の利用推進に関する法律に基づく「都道府県方針」、「市町村計画」の策定を促すとともに、更なる雨水利用施設の増加のための支援の充実を図る。		・令和4年3月、地方自治体の計画策定を支援するため、「雨水の利用の推進に関するガイドライン」を改訂した。 ・毎年度、自治体職員を対象として自治体の取組事例や雨水利用施設の好事例、有効性などを紹介する「雨水利用セミナー」を開催している。 ・また、毎年度、「雨水利用推進関係省庁等連絡会議」を開催し、国や独立行政法人等が整備する雨水利用施設の増加を推進している。 ・令和2年度から令和4年度までに、国内の雨水利用施設が ^{※1} 144施設増加した。 【令和2年度】4,054施設 → 【令和4年度】4,198施設			
③水源地域の振興 ・水源地域整備計画に基づく事業を着実に推進するとともに、水源地域交流拡大のための情報蓄積やSNS等様々な媒体で共有・発信、水源地域の観光資源の発信・プロモーション活動の取組を充実させる。		・令和2年度から令和5年度末までに、5ダムで事業が完了した。現在、12のダムで事業を推進している。 ・令和5年6月、水源地域の観光資源の発信やプロモーション活動の取組を充実させることを目的に、「令和5年度 第1回水源地域未来会議」 [※] を開催した。 ※既存の「水源地域活性化会議」と「水源地域支援ネットワーク会議」を統合した会議。 ・令和6年11月までに、会議を4回開催。延べ約1,110名(WEB参加者含む)が参加した。			
④漏水リスク評価手法の確立と気候変動の影響評価手法の確立 ・漏水リスク評価手法の確立および評価の実施、分かり易い漏水リスク情報の発信、気候変動の影響も踏まえた将来の漏水リスク評価方法を検討する。		・令和6年3月に公表した「水需給バランス評価の手引き」などを参考に、「漏水リスク評価手法」や「気候変動の影響も踏まえた将来の漏水リスク」に関する検討を進めている。 ・「漏水情報総合ポータル」において、取水制限が発生した水系のダム貯水量や見直し等を公表している。 ・令和5年10月、気候変動の影響評価手法の確立に向け、「将来気温が4℃上昇した場合の供給可能量」(水資源開発分科会調査企画部会の提言)を公表した。			
⑤水供給の質向上に向けた取組の推進 ・地下水のデータを収集し、災害時などの非常時の際に地盤沈下等を生じさせない形で地下水の利用のあり方などを検討する。		・令和5年度より、災害時などの非常時の際に地下水の利用を可能とするため、地盤沈下防止等対策要綱地域における平常時の地下水の収支や季節、地盤変動の把握の調査・解析等を行い、地下水採取量を見直すなど、地下水の利用のあり方に関する検討を行っている。			
⑥新型コロナウイルスに伴う水需要等の変化への対応 ・水資源開発基本計画において、中間点検を行う際に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における水需要の実績を把握し、その変化の要因を分析する。		・水資源開発水系(7水系)における水道用及び工業用水の需要実績について調査・整理している(令和6年度末までに、令和2年度までの水資源開発水系における需要実績の整理が完了予定)。 ※計画を全部変更した水系において、計画変更後、概ね5年を目途に計画の点検を行う			

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	住生活基本計画	実施時期	令和2年度	担当課	住宅局 住宅戦略官付																																																																								
対象政策	住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月閣議決定) (計画期間:平成28年度～平成37年度まで)																																																																												
政策の目的	住生活基本計画(全国計画)は、住生活基本法第15条に基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。																																																																												
評価結果の概要	・「住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月閣議決定)」に掲げる3つの視点に基づく8つの目標の達成状況を定量的に測るために設定した「18の成果指標」のうち、6つの成果指標で「目標値」と「現時点で判明している最新の実績値」との乖離が大きい ・目標値との乖離が見られる指標については、施策の方向性を精査した上で、成果指標を改めて検証し、実効性のある取組を進めていくことが必要 〇多様化する居住者ニーズへの対応 ・近年、住居を選択する際の立地利便性の重要性の増加や高齢者サービスに対するニーズが多岐にわたるなど、居住者の住まいに対するニーズが多様化しており、こうしたニーズの変化に対応した取組が必要 〇既存住宅の品質や市場における課題 ・買手側は、既存住宅の隠れた不具合や品質について詳細な情報を得る手段に乏しく不安を抱えているなど、売手と買手との間に情報の非対称性が発生していることから、既存住宅購入後に不具合が発生した場合等における保証やサービスの充実といった既存住宅の品質や取引に対する安心感を付与する取組が必要 〇施策の実施に当たっての制度的な課題 ・利用者の利便性や社会情勢に応じた柔軟な制度の見直し等の対応が必要																																																																												
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)「取りまとめ後の対応方針等」	レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」)																																																																												
評価結果を踏まえ、国民の豊かな住生活を実現するための「新たな住生活基本計画(全国計画)」を策定する。	・R3年3月19日、「新たな住生活基本計画(全国計画)」(計画期間:R3年度～R12年度)を閣議決定 ・住生活をめぐる現状と課題に対応するため、3つの視点から「8つの目標」を設定し、達成に向け、施策を総合的に推進 ＜新たな計画のポイント＞ ・社会環境の変化を踏まえ、新たな日常や豪雨災害等に対応した施策の方向性を記載(目標1、2) ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けた施策の方向性を記載(目標6) ■視点1「社会環境の変化」の視点 ＜目標1＞「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まいの実現 (1)国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進 (2)新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進 ＜目標2＞ 顕在・顕在化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保 (1)安全な住宅・住宅地の形成 (2)災害発生時における被災者の住まいの早急な確保 ■視点2「居住者・コミュニティ」からの視点 ＜目標3＞ 子どもを産み育てやすい住まいの実現 (1)子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 (2)子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり ＜目標4＞ 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり (1)高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保 (2)支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり ＜目標5＞ 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネットの整備 (1)住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障害者、外国人等)の住まいの確保 (2)福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援 ■視点3「住宅ストック・産業」からの視点 ＜目標6＞ 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 (1)ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化 (2)長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生(建替え・マンション敷地売却)の円滑化 (3)世代をこえて既存住宅として取引されるストックの形成 ＜目標7＞ 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進 (1)空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却 (2)立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進 ＜目標8＞ 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展 (1)地域経済を支える幅広い住生活産業の担い手の確保・育成																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>成果指標</th><th>目標値</th><th>実績値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標1</td><td>DX推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合【新規】</td><td>100% (R7年度)</td><td>73% (R4年度)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">目標2</td><td>地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市区町村の割合【新規】</td><td>50% (R7年度)</td><td>48% (R5年度)</td></tr> <tr> <td>耐震基準(S56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率【継続】</td><td>概ね解消 (R12年度)</td><td>集計中</td></tr> <tr> <td>危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率【要件見直し】</td><td>【面積】 1,662ha (R5年度) 【ソフト対策】 100% (R5年度)</td><td>【面積】 概ね解消 (R12年度) 【ソフト対策】 100%(R7年度)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">目標3</td><td>民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合【新規】</td><td>2割 (R12年度)</td><td>集計中</td></tr> <tr> <td>公営賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設設け率※1【新規】</td><td>【公営賃貸住宅団地全体】 40% (R12年度)</td><td>【公営賃貸住宅団地全体】 35% (R5年度)</td></tr> <tr> <td>UR団地の医療福祉拠点化【新規】</td><td>【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地 (R12年度)</td><td>【UR団地の医療福祉拠点化】 233団地 (R5年度)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">目標4</td><td>高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合【要件見直し】</td><td>25% (R12年度)</td><td>集計中</td></tr> <tr> <td>高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【継続】</td><td>4% (R12年度)</td><td>2.9% (R4年度)</td></tr> <tr> <td>公営賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設設け率※1【新規】【再掲】</td><td>【公営賃貸住宅団地全体】 40% (R12年度)</td><td>【公営賃貸住宅団地全体】 35% (R5年度)</td></tr> <tr> <td>UR団地の医療福祉拠点化【新規】【再掲】</td><td>【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地 (R12年度)</td><td>【UR団地の医療福祉拠点化】 233団地 (R5年度)</td></tr> <tr> <td>目標5</td><td>居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率【新規】</td><td>50% (R12年度)</td><td>32% (R5年度)</td></tr> <tr> <td rowspan="5">目標6</td><td>既存住宅流通及びリフォームの市場規模【継続】</td><td>14兆円 (R12年度)</td><td>12.3兆円 (R5年度)</td></tr> <tr> <td>住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合【要件見直し】</td><td>50% (R12年度)</td><td>14% (R5年度)</td></tr> <tr> <td>25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合【継続】</td><td>75% (R12年度)</td><td>60% (R5年度)</td></tr> <tr> <td>住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比)【新規】</td><td>18% (R12年度)</td><td>集計中</td></tr> <tr> <td>認定長期優良住宅のストック数【新規】</td><td>約250万戸 (R12年度)</td><td>159万戸 (R5年度)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">目標7</td><td>市区町村の取組により除却等がなれた管理不全空き家数【新規】</td><td>20万物件 (R3～R12年度)</td><td>8万件 (R3～R5年度)</td></tr> <tr> <td>居住目的のない空き家数※2【継続】</td><td>400万戸程度 (R12年度)</td><td>366万戸 (R5年度)</td></tr> <tr> <td>目標8</td><td>既存住宅流通及びリフォームの市場規模【継続】【再掲】</td><td>14兆円 (R12年度)</td><td>12.3兆円 (R5年度)</td></tr> </tbody> </table>					区分	成果指標	目標値	実績値	目標1	DX推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合【新規】	100% (R7年度)	73% (R4年度)	目標2	地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市区町村の割合【新規】	50% (R7年度)	48% (R5年度)	耐震基準(S56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率【継続】	概ね解消 (R12年度)	集計中	危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率【要件見直し】	【面積】 1,662ha (R5年度) 【ソフト対策】 100% (R5年度)	【面積】 概ね解消 (R12年度) 【ソフト対策】 100%(R7年度)	目標3	民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合【新規】	2割 (R12年度)	集計中	公営賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設設け率※1【新規】	【公営賃貸住宅団地全体】 40% (R12年度)	【公営賃貸住宅団地全体】 35% (R5年度)	UR団地の医療福祉拠点化【新規】	【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地 (R12年度)	【UR団地の医療福祉拠点化】 233団地 (R5年度)	目標4	高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合【要件見直し】	25% (R12年度)	集計中	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【継続】	4% (R12年度)	2.9% (R4年度)	公営賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設設け率※1【新規】【再掲】	【公営賃貸住宅団地全体】 40% (R12年度)	【公営賃貸住宅団地全体】 35% (R5年度)	UR団地の医療福祉拠点化【新規】【再掲】	【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地 (R12年度)	【UR団地の医療福祉拠点化】 233団地 (R5年度)	目標5	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率【新規】	50% (R12年度)	32% (R5年度)	目標6	既存住宅流通及びリフォームの市場規模【継続】	14兆円 (R12年度)	12.3兆円 (R5年度)	住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合【要件見直し】	50% (R12年度)	14% (R5年度)	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合【継続】	75% (R12年度)	60% (R5年度)	住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比)【新規】	18% (R12年度)	集計中	認定長期優良住宅のストック数【新規】	約250万戸 (R12年度)	159万戸 (R5年度)	目標7	市区町村の取組により除却等がなれた管理不全空き家数【新規】	20万物件 (R3～R12年度)	8万件 (R3～R5年度)	居住目的のない空き家数※2【継続】	400万戸程度 (R12年度)	366万戸 (R5年度)	目標8	既存住宅流通及びリフォームの市場規模【継続】【再掲】	14兆円 (R12年度)	12.3兆円 (R5年度)
区分	成果指標	目標値	実績値																																																																										
目標1	DX推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合【新規】	100% (R7年度)	73% (R4年度)																																																																										
目標2	地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市区町村の割合【新規】	50% (R7年度)	48% (R5年度)																																																																										
	耐震基準(S56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率【継続】	概ね解消 (R12年度)	集計中																																																																										
	危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率【要件見直し】	【面積】 1,662ha (R5年度) 【ソフト対策】 100% (R5年度)	【面積】 概ね解消 (R12年度) 【ソフト対策】 100%(R7年度)																																																																										
目標3	民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合【新規】	2割 (R12年度)	集計中																																																																										
	公営賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設設け率※1【新規】	【公営賃貸住宅団地全体】 40% (R12年度)	【公営賃貸住宅団地全体】 35% (R5年度)																																																																										
	UR団地の医療福祉拠点化【新規】	【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地 (R12年度)	【UR団地の医療福祉拠点化】 233団地 (R5年度)																																																																										
目標4	高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合【要件見直し】	25% (R12年度)	集計中																																																																										
	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【継続】	4% (R12年度)	2.9% (R4年度)																																																																										
	公営賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設設け率※1【新規】【再掲】	【公営賃貸住宅団地全体】 40% (R12年度)	【公営賃貸住宅団地全体】 35% (R5年度)																																																																										
	UR団地の医療福祉拠点化【新規】【再掲】	【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地 (R12年度)	【UR団地の医療福祉拠点化】 233団地 (R5年度)																																																																										
目標5	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率【新規】	50% (R12年度)	32% (R5年度)																																																																										
目標6	既存住宅流通及びリフォームの市場規模【継続】	14兆円 (R12年度)	12.3兆円 (R5年度)																																																																										
	住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合【要件見直し】	50% (R12年度)	14% (R5年度)																																																																										
	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合【継続】	75% (R12年度)	60% (R5年度)																																																																										
	住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比)【新規】	18% (R12年度)	集計中																																																																										
	認定長期優良住宅のストック数【新規】	約250万戸 (R12年度)	159万戸 (R5年度)																																																																										
目標7	市区町村の取組により除却等がなれた管理不全空き家数【新規】	20万物件 (R3～R12年度)	8万件 (R3～R5年度)																																																																										
	居住目的のない空き家数※2【継続】	400万戸程度 (R12年度)	366万戸 (R5年度)																																																																										
目標8	既存住宅流通及びリフォームの市場規模【継続】【再掲】	14兆円 (R12年度)	12.3兆円 (R5年度)																																																																										
※1:高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進(250団地程度(令和12年度))し、これにより設置される施設を含む ※2:住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数																																																																													

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	北海道総合開発計画の中間点検	実施時期	令和2年度	担当課	北海道局 参事官
対象政策	第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日閣議決定） （計画期間：平成28年度～概ね令和7年度まで）				
政策の目的	北海道開発の基本的意義は、北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることにある。				
評価結果の概要	9つの重点施策の分析・評価を実施したモニタリング指標全体をまとめると、264指標（全272指標から終年変化に馴染まない8指標を除く）のうち、 ・上昇した（望ましい方向へ変化した）もの：134指標（51%） ・下降した（望ましくない方向に変化した）もの：30指標（11%） ・変化がなかったもの：100指標（38%）であった。 - なお、下降した指標については今後も注視し、必要な分析を行っていく。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、引き続き、その影響を把握していく。 9つの重点施策ごとの代表指標等を分析・評価したところ、各種施策により一定の進捗・成果は得られた。				
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向（予定）（「取りまとめ後の対応方針」等）		レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 （「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」）			
（1）人が輝く地域社会の形成 ① 農林水産業の基盤整備や交通ネットワークの整備等を推進 モデル圏域の取組を重点化し、地域の課題解決に向けた取組の普及・支援		- スマート農業に対応した「水田の大区域化」を推進 【水田の大区域化状況】 R2年度：29.1% → R4年度：31.5%（2.4%増） - 物流・人流を支える「自動車専用道路」の整備を推進 【北海道開発局が管理する自動車専用道路の延長】 R2年度：約485km → R5年度：約501km（約16km増） 3つのモデル圏域（名寄周辺、十勝南、釧路）で、地域の課題解決に向けた取組を推進 R3年度～「中継輸送実証実験」及び効果検証（労働時間の削減、輸送費用の低減、環境負荷の軽減等） 「新たな北海道総合開発計画」（R6年3月閣議決定）の主要施策の目標を達成するための取組として、「我が国を先導する農業の生産力強化」を位置付け 「ほっかいどう学」[※]や多様な人材・団体官の情報共有など人脈形成等を図るパートナーシップの構築に向けた取組等を推進 【パートナーシップ活動参加者数】 R2年度：415人 → R5年度：682人（267人増） ※子どもから大人まで、より多くの人々が地域づくりに関心を持つ契機を創出するため、地理、歴史、文化、産業等の北海道の魅力や個性について幅広く学ぶ取組 - R4年6月、北海道開発局と連携協定を締結している代表的な企業と「2050年の北海道の姿を考える懇談会」を開催 「新たな北海道総合開発計画」（R6年3月閣議決定）の主要施策の目標を達成するための取組として、「人への投資と多様な人材・主体による共創」を位置付け			
② 「北海道価値創造パートナーシップ活動」等の機能を充実させ、関係機関等と連携し人材の発掘・育成を推進		- 北海道特定特別総合開発事業推進費[※]により、社会資本整備を推進 ※北海道総合開発計画の推進に際し、国に貢献するとともに活力ある北海道を実現するため、新たな国民のニーズや時代の要請等を踏まえ、事業間の連携を進め、基幹的な事業について重点的かつ柔軟に推進することを目的として、平成13年度に創設された制度 - 北海道特定特別総合開発事業推進費補助金により、基幹産業の付加価値向上や観光振興等の取組を支援 「新たな北海道総合開発計画（R6年3月閣議決定）」の主要政策の目標を達成するための取組として、「我が国を先導する水産業の生産力強化」を位置づけ			
③ 北方領土隣接地域[※]の漁業生産量、一人当たり主要生産額の増加等を図るため、引き続き、「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づく施策を推進する ※根室市（歯舞群島の区域を除く）、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町		- 北海道特定特別総合開発事業推進費[※]により、社会資本整備を推進 ※北海道総合開発計画の推進に際し、国に貢献するとともに活力ある北海道を実現するため、新たな国民のニーズや時代の要請等を踏まえ、事業間の連携を進め、基幹的な事業について重点的かつ柔軟に推進することを目的として、平成13年度に創設された制度 - 北海道特定特別総合開発事業推進費補助金により、基幹産業の付加価値向上や観光振興等の取組を支援 「新たな北海道総合開発計画（R6年3月閣議決定）」の主要政策の目標を達成するための取組として、「我が国を先導する水産業の生産力強化」を位置づけ			
④ ウボボイ（民族共生象徴空間）の全国での認知向上を図るため、ポストコロナに向けた誘客促進の取組（広報活動、コンテンツの充実等）の推進 アイス施策の総合的かつ効果的な推進		- 年間来場者数100万人を目指し、ターゲットに応じた戦略的な誘客施策の実施や魅力的なコンテンツを提供 【R5年度 ウボボイ来場者数】 約33万人 - R6年3月「ウボボイ誘客促進戦略」を策定			
（2）世界に目を向けた産業の振興 ① 農業の基盤整備、漁港機能の集約や有効活用等を推進 一次加工品の生産拠点整備の促進と効率的な輸送体系の構築等に資する施設整備等を推進		- 複合一貫輸送ターミナル（R4年度、苫小牧）や国際物流ターミナル（釧路港等）の整備を推進 - 商品価値の向上、輸出競争力の強化を図るため、屋根付き岸壁[※]の整備を推進 【屋根付き岸壁等を整備した漁港数】 R2年度：36港 → R5年度：38港（2港増） ※貨物船等の船舶が接岸、係留し、貨物の積み卸しや旅客の乗降等の利用に供される岸壁の附属施設として、日差しや雨風、鳥のふんなどを遮断するための屋根機能が備わったもの 「新たな北海道総合開発計画（R6年3月閣議決定）」の主要施策の目標を達成するための取組として、「我が国を先導する水産業の生産力強化」を位置づけ			
② 地方部の地域資源・特性を最大限活用した多様なメニューのより一層の充実及び受入環境整備等を推進		- シーニックバイウェイ「秀逸な道」[※]を推進 【秀逸な道 登録数】 12区間（国道8区間、国道＋道道＋市道1区間、国道＋町道2区間、町道1区間）総延長 約148km（R5年12月末時点） ※地域の魅力ある道路景観の重点的保全及びドライブ観光客等への情報発信等、地域と道路管理者との協働による取組 - 令和3年5月、日本を代表するナショナルサイクルートとして「トカプチ400」が指定 「新たな北海道総合開発計画（R6年3月閣議決定）」の主要施策の目標を達成するための取組として、「多様な旅行者の地方部への誘客に向けた安全・安心な受入環境			
③ 北海道の強みを活かした戦略的産業の振興 リスク回避を目的とした企業立地等を通じて雇用創出力の強化が図れるよう物流機能を強化		- 物流・人流を支える「自動車専用道路」の整備を推進【再掲】 【北海道開発局が管理する自動車専用道路の延長】 R2年度：約485km → R5年度：約501km（約16km増） - リスク分散の目的を含む企業立地件数が、大幅に増加 【リスク分散等を目的とした企業立地数】 R2年度：62企業 → R5年度：103企業（41企業増） 「新たな北海道総合開発計画（R6年3月閣議決定）」の主要施策の目標を達成するための取組として、「地理的・気候的な優位性を活かした産業振興」を位置づけ			
（3）強靱で持続可能な国土の形成 ① グリーンインフラの取組を更に推進 風力・バイオマス等の再生可能エネルギーの更なる導入		- 令和5年5月、「再エネ海域利用法」に基づき、北海道の5区域^{※1}を「有望な区域」、同年10月に浮体式2区域^{※2}を「準備区域」に選定 ※1：石狩市沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、釧路沖、松前沖 ※2：岩宇・南後志地区沖（浮体）、島牧沖（浮体） - 治水ダムや農業用水の未利用水を活用した小水力発電、河川防災ステーションでの太陽光発電施設等の整備を推進			
② 冬期における災害時の訓練等、ソフトと組み合わせた対策を国・地域が連携して推進 戦略的なインフラ老朽化対策を推進		- R3年3月、北海道内13の全ての一級水系の「流域治水プロジェクト」[※]を策定。プロジェクトに基づき、国、流域自治体、企業等が協働し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を推進 ※国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたもの - R3年4月、「防災・減災、国土強靱化に向けた 道路の5か年対策プログラム」を策定。災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能強化や道路施設の老朽化対策等を重点的かつ集中的に実施 - 冬期災害に備えた防災訓練を実施 【冬期災害に備えた防災訓練の実施市町村数】 R2年度：10自治体 → R5年度：39自治体（29自治体増） 「新たな北海道総合開発計画（R6年3月閣議決定）」の主要施策の目標を達成するための取組として、「冬期災害や複合災害に対する防災力の強化」を位置づけ			

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	産業分野における気象データの利活用促進	実施時期	令和2年度	担当課	気象庁 情報基盤部 情報利用推進課
対象政策	気象ビジネス推進コンソーシアム(WXBC)※における活動など、産業分野における気象データの利活用促進に関する、気象庁の取組を対象とする。 ※多様な気象データを高度利用し、様々な社会課題の解決や産業創出・活性化を目指す産学官の連携組織				
政策の目的	気象は、社会・経済活動の様々な意思決定、業務プロセスに大きな影響を与えている。近年のIT技術等の発展により、様々な産業界において、データを収集・分析する基盤が整いつつある。企業等が保有するデータと多様かつ膨大な気象データを分析することで、需要予測の精緻化や、それによる業務プロセスの改善といった生産性向上は、本格的な人口減少・少子高齢化を迎える我が国が取り組むべき重要な政策課題である。本政策では、企業等における気象データの利活用促進のため、環境整備等の取組を行うことにより、社会・経済活動における生産性の更なる向上を図る。				
評価結果の概要	○基盤的気象データのオープン化・高度化 - 引き続き、気象データの精度向上や高解像度化を進めるとともに、気象庁が提供する基盤的な気象データの更なる拡充を図っていく必要がある。 - 大容量化が進む気象データ等を、配信から共有へと発想を転換していく必要がある。 ○気象データ利活用に係る普及啓発 - 引き続き、WXBCでの活動等を通じて、気象データ利活用に係る普及啓発活動に取り組んでいく必要がある。 - ユーザー企業に対しては、気象データを活用することによる具体的な費用対効果を示し、理解促進に努めていく必要がある。 - ベンダー企業が提供する気象サービスについても普及啓発し、ユーザー企業における利用促進に努めていく必要がある。 ○気象データ利活用ができる人材の育成 - 引き続き、WXBCでの活動等を通じて、気象データを活用できる人材の育成に取り組んでいく必要がある。				
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)「取りまとめ後の対応方針」等		レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」)			
○基盤的気象データのオープン化・高度化 - 新しい気象データの提供や気象データの精度向上や高解像度化を進め、気象庁ホームページや支援センターを通じて提供する基盤的な気象データの更なる拡充を図る。 - 気象庁ホームページにおける気象データの技術資料の充実など利便性の向上に取り組む。 - クラウド技術を活用することにより、大容量化が進む気象データ等を共有できる環境の構築を検討する。		- 数々の気象データの精度向上や高解像度化を推進 - R5年3月 全球数値予報モデルの高解像度化 - R6年3月 局地数値予報モデルの予報時間の延長(10時間から18時間に延長)、モデルの改良による降水予測精度向上 等 - ニーズを踏まえた提供データを拡充 - R5年3月 過去約75年間の高品質な気象状況の再現データ(JRA-3Q)の提供開始 - R6年3月 メノ数値予報(MSM)モデル面データの提供開始 等 - 気象庁HPで、気象情報を利用するために必要となる技術的な情報(配信資料に関する技術情報)を遅滞なく追加・公開 【レビュー後(R3年度以降)の技術情報の公開数】 R2年度末:559件 → R6年9月末時点:630件(71件増) - R6年3月、民間事業者等が大容量データ等を容易に利用可能なクラウド技術を活用したデータ利用環境(気象庁クラウド環境)の運用を開始			
○気象データ利活用に係る普及啓発 - 気象庁では、WXBCでの活動等を通じて、引き続き、産業界において、気象情報・気象データの利活用が拡大するよう普及啓発に努める - ユーザー企業における気象データ利活用による費用対効果の理解促進のため、具体的な費用対効果事例を示すことができるよう調査を実施する - WXBCの活動についても、気象データを活用したサービスに出会える場として、より効果的な活動となるよう、これまでの総括を行い、必要に応じあり方の見直しを図っていく		- 気象ビジネス推進コンソーシアム(WXBC)のセミナーやHP、SNS(YouTube等)等を活用した普及啓発を推進 【レビュー後(R3年度以降)の開催状況】 ・セミナー :計 9回開催 延べ約3,600名が参加 ・フォーラム :計 3回開催 延べ約1,400名が参加 ・テクノロジー研修 :計16回開催 延べ約 850名が受講 【SNSによる情報発信状況(R3年度以降)】 ・YouTube :計67回投稿 延べ約44,000名が視聴 等 - 気象データ利活用に係る効果の事例等を展開 R5年8月 事業者がユーザーとの新たなつながりを創出することを目的に気象関連サービスの概要や導入事例を紹介する「気象関連サービス紹介ページ」を新設 R6年3月 気象データの活用事例や利用手順、入手方法など、気象データをビジネスに活用するためのヒントを紹介した「気象データ利用ガイド～先を読むビジネス～」を公開 等 - WXBC設立10年を迎える令和8年度に向けて、有識者の意見を踏まえつつWXBCの活動に関する総括を行い、その後のより効果的な活動に資する方向性を打ち出す			
○気象データ利活用ができる人材の育成 気象庁では、気象データアナリスト育成講座が広く開講されるよう、講座開講を予定している事業者に対し必要な支援を行うとともに、より多くの方々に同講座が受講されるよう、WXBC等と連携し広く周知するなど、政府の成長戦略に沿って当該制度の推進に取り組む		- 気象データアナリスト※1の育成に係る取組を推進 - 気象データアナリスト講座認定制度※2の周知・広報及び講座受講者の増加や新規講座開設に向けた広報を推進 - R4年3月、「気象データアナリスト育成講座カリキュラムガイドライン」※3を改訂 - R5年5月、「気象データアナリスト育成講座」※4として、新たに2つの講座を認定。現在、3事業者で6講座を開設(他事業者からも講座開設の相談あり) ※1:企業におけるビジネス創出や課題解決ができるよう、気象データの知識とデータ分析の知識を兼ね備え、気象データとビジネスデータを分析できる人材 ※2:気象庁とWXBCが検討した修得すべき知識・技術(スキルセット)や標準的なカリキュラムに準ずる民間講習を認定し、一定以上の品質が担保された民間講習の実施を後押しすることを通じて、気象データアナリストを増やしていくもの ※3:修得すべき知識・技術(スキルセット)と標準カリキュラムの内容を総合的に示す、いわば気象データアナリスト育成のための学習指導要領 ※4:一定以上の品質が担保された民間講習の実施を後押しするため、カリキュラムガイドラインに適合し、かつ経済産業省「第四次産業改革スキル習得講座認定制度」(Reスキル)で認定された講座			
○更なる気象データ利活用促進に向けて 2020年12月には交通政策審議会気象分科会から以下の提言「気象業務における産学官連携の推進」をいただいた。 - 産学官の対話の場の構築 ～役割分担から連携の強化へ～ - 人材の交流や育成 ～技術・ノウハウの共有から共有へ～ - 産学官共同事業の推進 ～独自の事業から連携事業へ～ - クラウド技術を活用した新たな気象情報・データの共有環境の構築 ～データの配信から共有へ～ - 気象庁では、分科会の提言で示された施策を進め、本政策レビューのテーマである産業分野を含め、社会全体における気象情報の幅広い利活用を図り、気象業務全体がより一層社会に貢献していけるよう取り組む。		- 気象ビジネス推進コンソーシアム(WXBC)の活動を通じ、産学官の交流(対話)や連携強化を推進【再掲】 - WXBCのセミナー、フォーラム、テクノロジー研修によるスキルアップの場の提供や気象データアナリスト育成講座を実施するなど、民間事業者との連携による人材育成を推進【再掲】 - R6年3月、民間事業者等が大容量データ等を容易に利用可能なクラウド技術を活用したデータ利用環境(気象庁クラウド環境)の運用を開始【再掲】 - 引き続き、これらの施策を進め、社会全体における気象情報の幅広い利活用を図り、気象業務全体がより一層社会に貢献していけるよう取組を推進			

3 個別公共事業評価

(新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式)

令和6年度に、以下の評価を実施し、公表した。

- ・令和7年度予算概算要求に係る評価(直轄事業等):新規事業採択時評価7件、再評価 10 件
- ・令和6年度予算に向けた評価(補助事業等):新規事業採択時評価1件
- ・令和6年度補正予算に係る評価(直轄事業等):再評価1件
- ・令和6年度補正予算に係る評価(補助事業等):新規事業採択時評価 51 件
- ・令和7年度予算に向けた評価(直轄事業等):新規事業採択時評価 10 件、再評価 216 件
- ・令和7年度予算に向けた評価(補助事業等):新規事業採択時評価 225 件、再評価 316 件
- ・令和7年度予算に向けた・完了後の事後評価(直轄事業等及び補助事業等):64 件

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html

4 個別研究開発課題評価

(事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式)

令和6年度に、個別研究開発課題の事前評価を 45 件、中間評価を2件、終了時評価を 31 件実施し、公表した。

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載している。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html

5 規制の政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

令和6年度に、6件の法律案、8件の政令案について事前評価を行い、公表した。また、6件の法律、6件の政令について事後評価を行い、公表した。

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000006.html

規制の政策評価実施一覧

○事前評価

	法令案名	区分	実施日	担当部局
1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案	政令	令和6年 4月22日	総合政策局
2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案	政令	令和6年 5月14日	住宅局
3	生産緑地法施行令の一部を改正する政令案	政令	令和6年 9月13日	都市局
4	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	政令	令和6年 10月18日	不動産・建設 経済局
5	建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案	政令	令和6年 11月1日	不動産・建設 経済局
6	駐車場法施行令の一部を改正する政令案	政令	令和6年 12月6日	都市局
7	道路法等の一部を改正する法律案	法律	令和7年 2月6日	道路局
8	港湾法等の一部を改正する法律案	法律	令和7年 2月6日	港湾局
9	災害対策基本法等の一部を改正する法律案	法律	令和7年 2月13日	水管理・国土 保全局
10	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案	法律	令和7年 3月3日	住宅局、不動 産・建設経済 局
11	航空法等の一部を改正する法律案	法律	令和7年 3月13日	航空局
12	船員法等の一部を改正する法律案	法律	令和7年 3月27日	海事局
13	船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令案	政令	令和7年 3月28日	海事局

14	都市計画法施行令等の一部を改正する政令案	政令	令和 7 年 3 月 28 日	都市局、水管理・国土保全局
----	----------------------	----	--------------------	---------------

○事後評価

	法 令 名	区分	実施日	担当部局
1	港湾法の一部を改正する法律(令和元年法律第 68 号)	法律	令和 7 年 1 月 30 日	港湾局
2	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成 30 年法律第 89 号)	法律	令和 7 年 1 月 30 日	港湾局(、経済産業省資源エネルギー庁)
3	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和 2 年法律第 60 号)	法律	令和 7 年 2 月 27 日	不動産・建設経済局
4	建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和元年政令第 30 号)	政令	令和 7 年 2 月 27 日	住宅局
5	建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 30 年政令第 255 号)	政令	令和 7 年 2 月 27 日	住宅局
6	建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 67 号)	法律	令和 7 年 2 月 27 日	住宅局
7	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令(令和元年政令第 91 号)	政令	令和 7 年 2 月 27 日	航空局
8	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 37 号)	法律	令和 7 年 2 月 27 日	海事局、不動産・建設経済局、都市局、住宅局、鉄道局、物流・自動車局、港湾局、航空局、観光庁
9	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 27 年政令第 295 号)	政令	令和 7 年 3 月 21 日	海事局
10	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 31 年政令第 163 号)	政令	令和 7 年 3 月 21 日	総合政策局
11	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 28 号)	法律	令和 7 年 3 月 31 日	総合政策局

12	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 30 年政令第 298 号)	政令	令和 7 年 3 月 31 日	総合政策局、 住宅局
----	--	----	--------------------	---------------

6 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

令和6年度に、令和7年度税制改正要望に際し、事前評価10件及び事後評価1件を実施し、公表した。

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html

租税特別措置等に係る政策評価一覧

○事前評価

	租税特別措置等名	公表日	担当部局
1	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	令和6年 8月27日	国土政策局
2	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	令和6年 8月27日	国土政策局
3	2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置	令和6年 8月27日	都市局
4	脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充	令和6年 8月27日	都市局
5	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	令和6年 8月27日	都市局
6	老朽化マンションの再生等の円滑化のための組合による事業施行に係る特例措置の創設	令和6年 8月27日	住宅局
7	住宅ローン減税(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)	令和6年 8月27日	住宅局
8	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の拡充及び延長※	令和6年 8月30日	物流・自動車局
9	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長※	令和6年 8月30日	物流・自動車局
10	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等※	令和6年 8月30日	観光庁

※ 他省庁主管の租税特別措置等について、共管省庁として事前評価を実施したもの。

○事後評価

	租税特別措置等名	公表日	担当部局
1	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度	令和6年 8月27日	航空局

(参考) 国土交通省の実施する政策評価に関する制度概要等

1 基本的な考え方

政策評価の実施に当たっては、国土交通省の使命を踏まえて政策を評価し、その評価結果を政策に適切に反映することを通じて戦略的な政策展開を図り、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供に努めて、国民生活の質の向上、社会経済の発展に寄与していくことが重要であり、以下の事項を目的として評価を実施している。

① 国民本位の効率的な質の高い行政の実現

国民の声を政策に反映させ、それぞれの政策が目指すべき成果を国民の立場で示し、限られた行政資源を効率的に活用する中で、全体として国民の満足度を向上させる。

② 成果重視の行政の推進

目指すべき成果を目標として明示し、その達成度を測定することで、各局等が明確な目標を持って、その達成に向け責任を持った運営を行う仕組みの実施を推進する。その結果、期待どおりの成果をあげていないものがあれば、新たな政策の企画立案に反映するほか、各局等の施策等の連携・融合を一層推進するなどその改善策を検討する。

③ 国民に対する説明責任の徹底

政策評価の実施を通じて、政策の意図と成果を国民に対して明確に説明する。また、政策評価の結果を幅広く公表することで、行政過程の透明性を確保するとともに、広く国民の声を反映させた政策の改善努力を図る。

国土交通省は、以上のような基本的な考え方の下で、政策評価法第6条第1項に基づき、また、基本方針を踏まえて、国土交通省が実施する政策評価について、基本計画において、その評価の観点、政策効果の把握、事前評価の実施等、評価の実施に関する基本的な事項を明らかにするとともに、翌年度に事後評価の対象とする政策、具体的な事後評価の方法及び事業等を毎年度「国土交通省事後評価実施計画」として定めることにより、計画的な政策評価に取り組んでいる。

2 評価の実施時期及び評価方式

1) 評価の実施時期

評価には、政策決定の前と後のいずれの時期に評価を実施するかにより、以下のとおり、事前評価、事後評価がある。

① 事前評価

事前評価とは、政策評価法第5条第2項第4号において「政策を決定する前に行う政策評価」とされており、基本方針Ⅰ．4．アにおいて「政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うもの」とされている。

国土交通省は、基本計画において、事前評価として、政策アセスメント、個別公共事業の新規

事業採択時評価、個別研究開発課題の事前評価、規制の事前評価、租税特別措置等に係る事前評価を定め、実施している。

このうち、個別公共事業の事前評価は、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての新規事業を対象として、その採択時に事前評価を実施することとしており、この区別を明確にするため、基本計画において「個別公共事業の新規事業採択時評価」との名称を用いることとしている。

② 事後評価

事後評価とは、政策評価法第5条第2項第5号において「政策を決定した後に行う政策評価」とされており、基本方針Ⅰ．5．アにおいて「政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うもの」とされている。

国土交通省は、基本計画において、事後評価として、政策チェックアップ、政策レビュー、個別公共事業の再評価・完了後の事後評価、個別研究開発課題の中間評価・終了時評価、規制の事後評価、租税特別措置等に係る事後評価、法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等を定め、実施している。

このうち、個別公共事業の事後評価は、事業が採択（政策決定）されてから完了するまでの間に行う事後評価と事業完了後に行う事後評価を分けて評価を行うこととしており、両者を区別するため、基本計画においてそれぞれ「再評価」、「完了後の事後評価」との名称を用いることとしている。

また、個別研究開発課題の事後評価は「国土交通省研究開発評価指針」（平成30年3月最終改訂）において、研究開発課題の終了後に実施する事後評価及び研究開発期間が5年以上または、定めがない場合は、当該研究開発課題の目的、内容、性格、規模等を考慮し、例えば3年程度を一つの目安として定期的に実施する事後評価を定めている。同指針では、両者を区別し、それぞれ「終了時評価」、「中間評価」の名称を用いている。

2) 評価方式

政策評価の方式については、基本方針Ⅰ．1．(2)及び基本方針の（別紙）において、政策の特性等に応じて以下の方式や、以下の方式の主要な要素を組み合わせた仕組み等、適切な方式を用いることとされている。

① 事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

② 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

③ 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

3 政策評価の各方式の概要

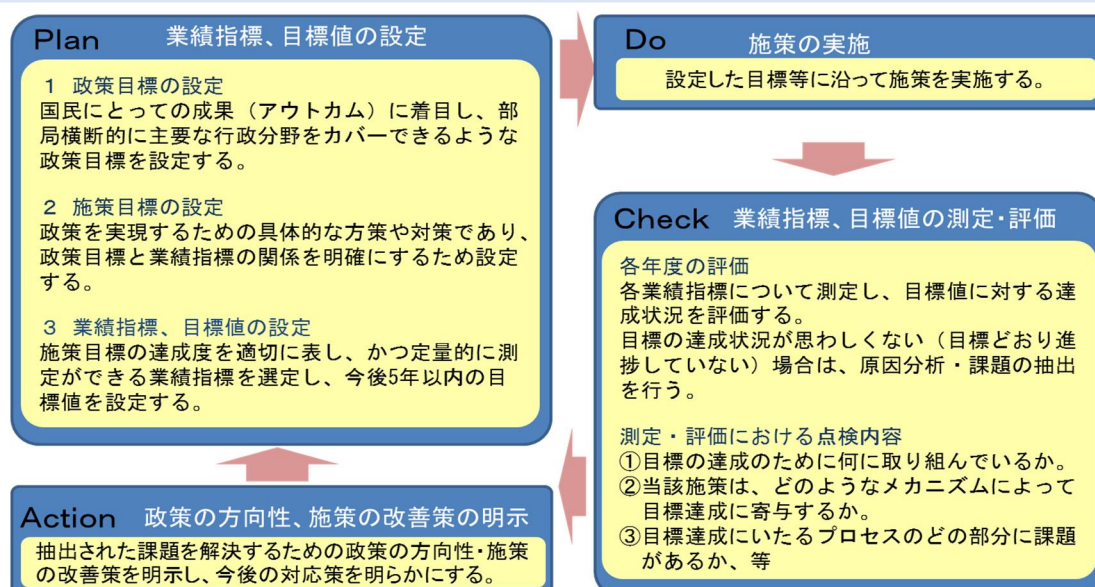
1) 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）

① 政策チェックアップとは

政策チェックアップは、省全体の目標を明確化し、それに照らした施策の点検を行う評価方式であり、国土交通省では中核的な評価方式として位置付けている。政策評価法第8条に基づき実施する事後評価の一つであり、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）や「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）において定められた政府全体の標準的な指針等を踏まえ実施するものである。

● 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）

国土交通省の中心的な評価手法で、施策目標ごとに業績指標とその目標値を設定し、定期的に業績を測定して目標の達成度を評価する手法。



② 政策チェックアップの役割

政策チェックアップの果たす役割は、2つに大別される。

第一の役割は、目標の達成状況を定期的に点検することによって、担当部局や現場による自発的マネジメント改善を促すことであり、以下のような観点で点検することとしている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">i 目標の達成のために何に取り組んでいるかii その施策はどのようなメカニズムによって目標達成に寄与するかiii 目標達成に至るプロセスのどの部分に問題があると考えられるか |
|--|

第二の役割は、行政運営の透明性の確保と国民への説明責任である。あらかじめ定めた政策目標、施策目標や業績指標を、国民に対する「約束」ととらえて、その達成状況、成果について国民への説明責任を適切に果たす必要がある。

このため、評価に当たっては、業績指標の達成状況を分析するとともに、施策の実施状況を点検し、目標達成に向けた課題を抽出することに加え、課題解決のための政策の方向性、施策の改善策を分かりやすく示すこととしている。

③ 政策目標、施策目標と業績指標の設定

国土交通省の政策目標、施策目標と業績指標は、それぞれ以下のような特徴を持っている。

まず、「暮らし・環境」「安全」「活力」の3分野と「横断的な政策課題」について、13の政策目標を設定しており、全体として省の主要な行政分野をカバーするとともに、それぞれの目標は「行政が何をするか」ではなく「国民生活にとって何がもたらされるか」に着目した「アウトカム目標」となるよう工夫している。

その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策の目標を明らかにし、政策チェックアップを具体的に実施する単位として、44の施策目標を設定している。平成20年度以降は、政策評価と予算・決算の連携強化を図る観点から、施策目標と予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）を対応させている。

さらに、施策目標の達成度を適切に表す業績指標を、以下の基準に基づき、選定している。

＜業績指標の性格＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">i アウトカム（成果）に着目した指標といえるものii アウトプット（事業実績）に着目した指標の場合は、当該アウトプットとアウトカムとの因果関係について、説明可能であるもの（定性的な説明で可）iii 顧客満足度に着目した指標といえるものiv 業績を改善しようとする動機付けとなり得るものv 国際比較が可能な指標が望ましいもの |
|---|

＜業績指標の内容＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">i 定期的・客観的に測定可能なもの（最長5年に1度）ii 目標値が明確かつ具体的に設定可能であるもの（政策の特性に応じて判断）iii 国民への説明責任を果たす上で、当該指標について、目標値の設定及びその達成が十分な意義をもつもの |
|--|

なお、業績指標については、不断の見直しを行うとともに、業績指標を補うものとして平成25年度から平成27年度には関連指標を、平成28年度からは同指標の名称を参考指標と改め、設定している。

令和6年3月に策定した「令和6年度国土交通省事後評価実施計画」を令和6年6月に変更し、指標の新規追加や入れ替え等の見直しを実施して、116（細分類を含めると190）の業績指標と、197（細分類を含めると255）の参考指標を設定した。

④ 政策チェックアップ評価の実施方法

国土交通省では前述1)①のガイドライン策定を受けて、2年毎に評価を実施することとし、評価を実施しない年は実績値の測定（モニタリング）のみを行うこととしている（評価を実施する年にも、モニタリングとして実績値の公表は実施）。

評価は、前述1)③施策目標、業績指標について下記のとおり行っている。

- ・業績指標の評価

直近の実績値に応じて、「A：目標達成に向けた成果を示している」「B：目標達成に向けた成果を示していない」「N：判断できない」のいずれかの評価をしている。

- ・施策目標の評価

その施策目標に含まれる業績指標の評価結果を踏まえ、「①目標超過達成」「②目標達成」「③相当程度進展あり」「④進展が大きくない」「⑤目標に向かっていない」の5段階の区分で評価している。

（2）政策レビュー（事後評価、総合評価方式）

政策レビューは、実施中の施策について総合的かつ中期的な観点から詳細な分析を行い、その結果を政策の改善や見直しに反映させるものであり、

- | | |
|-----|--|
| i | 省の政策課題として重要なもの |
| ii | 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの |
| iii | 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの |
| iv | 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの |

等についてテーマを選定し、計画的に実施するものであるが、特に以下のような場合に政策レビューを積極的に活用することとしている。

- | | |
|-----|------------------------------------|
| i | 法令の見直し規定の時期や時限立法の期限が到来した場合 |
| ii | 中長期計画や大綱の見直し時期が到来した場合 |
| iii | 重要な法令の制定や改正等について、その施行から一定期間が経過した場合 |

政策レビューは政策評価法第8条に基づき実施する事後評価である。すべての政策分野について定期的かつ網羅的に実施するのが政策チェックアップであるのに対し、政策レビューでは、様々な施策や関係主体が絡み合い、政策・施策の全体像について容易には十分分析できない場合などに、時間をかけて詳細な分析を行うものである。

政策レビューの実施に当たっては、対象となるテーマについて、関連する施策等の範囲を明らかにし、当該施策等の目的とした成果が適切に達成されているかどうかを検証し、その上で、それがどのように、また、どの程度達成されたかを分析することとしている。さらに、今後の取り組みとして、目的や目標をよりよく達成し効果的・効率的に成果をあげるために、課題は何か、改

善方策として何が考えられるかを明らかにすることとしている。

政策レビューでは、国土交通省政策評価会や同政策評価会の委員との意見交換会において、当該年度取りまとめテーマの取組み状況等を説明し、意見、助言等を聴取しつつ詳細な分析を行い、評価書を作成している。国土交通省では、平成13年より政策レビューテーマを選定し逐次レビューを実施してきた。また、国土交通省独自の取組として、政策レビュー評価書決定の3年後に、政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況を確認し、政策評価会へ報告することとしている。

政策レビュー（事後評価、総合評価方式）

既存施策について、国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の実施とその効果との関連性や外部要因を踏まえた政策の効果等を詳細に分析し、評価を実施。

評価の目的、必要性

評価の目的

評価活動において直接の解明を目的とする内容を記載する。

評価の必要性

評価活動を行う必要性を緊急性、問題の重要性、影響の重大性等の観点から、適切に説明する。

評価手法

- ①調査方法
- ②調査対象
- ③アウトカム指標による評価

評価結果と政策への反映状況

評価結果

評価の結果として明らかとなった事実、得られた成果などをその根拠とともに記載する。



政策への反映方向

評価によって得られた知見に基づき、今後の政策運営にどのように反映していくのか、具体的な内容を評価結果に対応する形で記載する。

政策レビューテーマ一覧(平成 25 年度～)

平成 25 年度	不動産投資市場の条件整備	土地・建設産業局
	人口減少や少子高齢化の進展と乗合バスのネットワークやサービスの確保・維持・改善	自動車局
	地理空間情報の整備、提供、活用	国土地理院
平成 26 年度	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	官庁営繕部
	水資源政策	水管理・国土保全局
	自転車交通	都市局、道路局
	貨物自動車運送のあり方	自動車局、総合政策局
平成 27 年度	道路交通の安全施策	総合政策局、道路局、自動車局
	住生活基本計画	住宅局
	国際コンテナ戦略港湾政策	港湾局
	国際協力・連携等の推進	国際統括官
平成 28 年度	社会資本ストックの戦略的維持管理	関係部局等 (大臣官房及び総合政策局とりまとめ)
	官民連携の推進	総合政策局とりまとめ
	LCCの事業展開の促進	航空局
	MICE誘致の推進	観光庁
平成 29 年度	津波防災地域づくりに関する法律	総合政策局とりまとめ
	強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築 ー総合物流施策大綱(2013-2017)ー	物流審議官とりまとめ
	離島地域における振興施策	国土政策局
	海運からの温室効果ガス排出削減策	海事局
平成 30 年度	景観及び歴史まちづくり	都市局
	下水道施策	水管理・国土保全局(下水道部)
	鉄道の防災・減災対策	鉄道局
	タクシーサービスの改善による利用者利便の向上	自動車局
	台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実	気象庁
令和 元 年度	国土形成計画(全国計画)の中間点検	国土政策局
	既存住宅流通市場の活性化	土地・建設産業局、住宅局
	港湾における大規模地震・津波対策	港湾局
	地震津波災害時における水路に関する情報提供の充実	海上保安庁

令和2年度	運輸安全マネジメント制度	危機管理・運輸安全政策審議官
	水資源政策	水管理・国土保全局水資源部
	住生活基本計画	住宅局
	北海道総合開発計画の中間点検	北海道局
	産業分野における気象データの利活用促進	気象庁
令和3年度	i-Constructionの推進	大臣官房(技術調査課)
	無電柱化の推進	道路局
	空港の安全の確保	航空局
	地理空間情報の整備、提供、活用	国土地理院
令和4年度	災害に強い物流システムの構築	物流・自動車局
	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	官庁営繕部
	インフラシステム海外展開の推進	国際統括官
	旅行業の質の維持・向上	観光庁
令和5年度	第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍整備の推進	土地政策審議官
	河川空間を活かした賑わい創出の推進	水管理・国土保全局
	内航未来創造プランの進捗状況	海事局
	地方部の鉄道の維持・活性化	鉄道局
	地域防災力強化を支援する気象防災業務	気象庁
令和6年度	半島地域の活性化に資する施策の推進	国土政策局
	自動車事故被害者支援・救済の周知促進	物流・自動車局
	「みなとオアシス」を活用した賑わい創出の推進	港湾局
令和7年度	復興まちづくりのための事前準備	都市局
	住生活基本計画	住宅局
	諸外国への海上保安能力向上支援の推進	海上保安庁

3) 個別公共事業評価

(新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式)

個別公共事業の評価は、政策評価に関する国土交通省の取組の中で、最も先行して行われてきたものである。国土交通省では、平成10年度より、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）を実施してきた。さらに平成15年度より、事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討するための評価（完了後の事後評価）を実施してきた。

なお、政策評価法においては10億円以上の事業について事前評価を実施することが義務付けられているが、国土交通省においては金額に関わらず、国土交通省が所管する公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象として評価を実施することとしている。

新規事業採択時評価は、事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等については3年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（直轄事業等については5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施している。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施している。

これらの事業評価は、国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に実施するものである。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等の視点で事業の見直しを実施するものである。

再評価及び完了後の事後評価に当たっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴取することとしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価についても、同様に、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、各事業の新規事業採択時評価、再評価、完了後の事後評価の一連の経緯が一目でわかるよう一括整理する「事業評価カルテ」を取りまとめ、評価の一層の透明性の確保を図っている。

事業評価カルテは、直轄事業等についての平成16年度～令和6年度の評価結果をホームページ（<https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）に掲載しており、様々な立場の人が評価結果を見ることができるよう、費用便益分析などのバックデータも合わせて公表している。

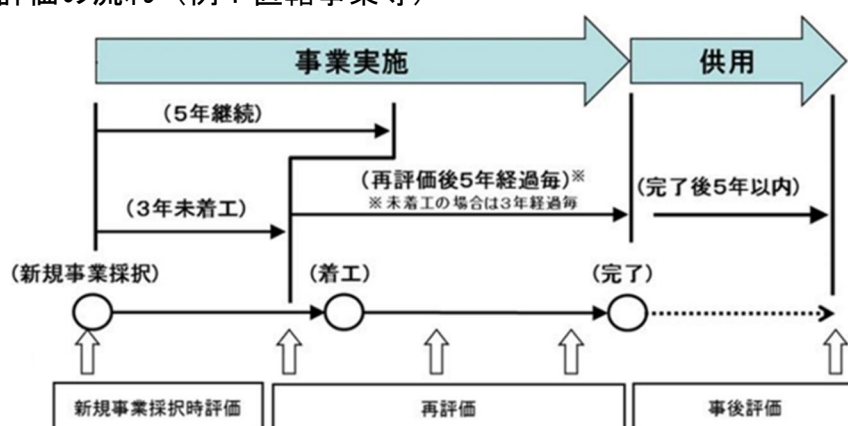
● 個別公共事業評価（新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式）

個別の公共事業について、以下の各段階で評価を実施：新規事業の採択時（新規事業採択時評価）、事業採択後一定期間経過時（再評価）、事業完了後（完了後の事後評価）。

● 評価対象

国土交通省が所管する公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。

● 事業評価の流れ（例：直轄事業等）



● 評価結果の公表

各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表

検索条件

評価年度

評価段階

所管部局 事業種別

① 評価年度等を選択

② 事業箇所をクリック

全国指定

事業箇所

事業名		A事業		新規事業採択時評価
担当課 (担当課長名)		〇〇局〇〇課 (課長 〇〇〇〇)		
事業期間		平成〇年度～平成〇年度		
目的・必要性				
便益の主な根拠				再評価
事業全体の投資効率性		・総便益、総費用、 B／C等を記載		
事業の効果等				
対応方針		継続		完了後の事後評価
今後の事業評価の必要性				

URL：
<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>

4) 個別研究開発課題評価

(事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式)

国土交通省においては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日内閣総理大臣決定、平成28年12月21日最終改訂)を踏まえ、国費を投入して実施される研究開発に係る評価の実施の際、配慮しなければならない共通事項、具体的な評価方法等を取りまとめた「国土交通省研究開発評価指針」(平成14年6月制定、平成30年3月改訂)に基づいて評価を実施してきた。

個別研究開発課題の評価は、研究開発に係る重点的・効率的な予算、人員等の配分に反映させるとともに、評価結果を公表することで国民に対する説明責任を果たすことを目的として実施している。

事前評価は、新たに開始しようとする新規課題について評価を実施し、重点的・効率的な研究開発の実施につなげるものである。中間評価は、研究開発期間が5年以上の課題又は期間の定めのない課題について、3年を目安に評価を実施し、研究の進捗やこれまでの研究開発成果を確認することで、研究計画の見直し等を通じた今後の重点的・効率的な研究開発の実施につなげるものである。終了時評価は、研究開発が終了した課題について評価を実施し、研究開発成果やその活用状況等を確認することで、必要に応じて関連する研究開発課題や今後の研究開発の実施に係る制度の改善等につなげるものである。

なお、政策評価法においては10億円以上の研究開発について事前評価を実施することが義務付けられているが、国土交通省においては金額にかかわらず評価を実施することとしている。

また、個別研究開発課題の評価にあたっては、その公正さを高めるため、課題毎に積極的に外部評価(評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする評価)を活用することとしている。外部評価においては、当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家により、研究開発の特性に応じた評価が行われている。

個別研究開発課題評価(事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式)

研究開発課題を対象に「事前評価」「中間評価」「終了時評価」を実施。

評価対象:

国土交通省の研究開発機関等が重点的に推進する研究開発課題及び本省等から民間等に対して補助または委託を行う個別研究開発課題

新規課題候補

着手

完了

Step1 事前評価

Step2 中間評価

Step3 終了時評価

●新規課題として、研究開発を開始しようとするものについて評価

●研究開発期間が5年以上、又は期間の定めがない課題について評価

●終了課題について評価し、今後の研究開発の改善等に反映

5) 規制の政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

規制の政策評価には、規制の導入段階で行う事前評価と規制の導入後に行う事後評価がある。

規制の事前評価は、規制の導入や改廃に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号。以下「政策評価法施行令」という。）の改正により、平成 19 年 10 月から規制の事前評価が義務付けられることとなり、これを円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）が策定された。

国土交通省においては、平成 19 年 10 月に基本計画の変更を行い、規制の事前評価を本格的に開始した。さらに、平成 21 年 3 月に基本計画を変更し、政策アセスメントと区別し「規制の事前評価（RIA）（事業評価方式）」として位置付けるとともに、各府省に義務付けられていない事後検証を実施することとした。

平成 29 年 7 月に政策評価法に基づく基本方針が改正され（平成 29 年 7 月 28 日閣議決定）、平成 29 年 10 月より規制の政策評価として事前評価とともに事後評価が義務付けられたことから、国土交通省では、基本計画等を改正し、これまで自主的に行ってきた事後検証を、規制の事後評価として制度化した。また、令和 6 年 3 月に「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され（令和 6 年 3 月 15 日政策評価各府省連絡会議了承）、規制導入の背景や利害関係者との意見聴取の状況等について、より丁寧な説明を求められることとなった。

平成 29 年 10 月以降の規制の政策評価においては、事前評価において、規制の目的、内容、必要性を明らかにし、規制に係る費用と効果、便益の分析、代替案との比較等を行い、事後評価において、規制の導入時の必要性等が一定期間経過後も不変であるかの検証を行っている。令和 6 年 3 月以降の規制の政策評価においては、費用と効果の定量化を図りつつ、利害関係者からの意見聴取状況も踏まえたうえで検証を行っている。

● 規制の政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

法律又は政令により規制の新設又は改廃を対象に「事前評価」「事後評価」を実施。

評価対象：法律及び政令の制定・改廃 ※省令等は努力義務

規制の意義：国民の権利・自由を制限し、又はこれに義務を課するもの（規制の緩和を含む）

実施時期：《事前評価》（法律）法律案の閣議決定前 （政令）パブリックコメント手続前

《事後評価》事前評価書に記載の時期

6) 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

租税特別措置等に係る政策評価は、租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために実施している。

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、すべての租税特別措置について抜本的に見直しを行い、その抜本的な見直しに関しては「政策評価を厳格に行う」とされた。これを受け、平成 22 年 5 月に、政策評価法施行令及び基本方針が改正され、また、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）が策定され、租税特別措置等に係る政策評価が導入された。

事前評価は、租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際に実施するものであり、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際には、必ず実施しなければならないこととされている。また、事後評価は、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る期限の定めのない租税特別措置等について、事後評価実施計画に定め実施することとしている。

● 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行う際に「事前評価」を実施、既存については一定期間毎に「事後評価」を実施。

評価対象：

法人税、法人住民税及び
法人事業税に係る租税特
別措置等

事前評価

税制改正要望事項とし
て、新設、拡充又は延
長をするものについて
評価を行う。

事後評価

既存の租税特別措置等につ
いて 5 年に 1 回は評価を行う。

4 評価の実施体制

国土交通省における政策評価は、政策を担当する部局が実施主体としてその政策について自ら実施することが基本であるが、評価の厳格性や客観性を担保し、省全体の政策評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、政策評価を担当する政策統括官を設置している。省全体の評価体制は以下のとおりである。

また、政策評価の対象とされた政策における目標の達成状況とその評価を確認し、当年度に実施された政策レビューの報告内容の把握と今後実施されるテーマ等を検討するため、事務次官等により構成される「政策レビュー等に関する検討会」を設置し、政策評価について全省を挙げて取り組む体制を整えている。

また、評価の客観性や評価制度のさらなる改善を検討する上で外部有識者の知見の活用を図るために、国土交通省政策評価会を適時開催し、意見を聴取している。

政策レビュー等に関する検討会 構成

事務次官、技監、国土交通審議官、官房長、技術総括審議官

各局長等

（総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通政策審議官、土地政策審議官、
危機管理・運輸安全政策審議官、技術審議官、総括監察官、官庁営繕部長、総合政策局長、
国土政策局長、不動産・建設経済局長、都市局長、水管理・国土保全局長、水資源部長、
道路局長、住宅局長、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、
北海道局長、政策統括官、国際統括官、国土地理院長、観光庁長官、気象庁長官、
運輸安全委員会事務局長、海上保安庁長官

政策統括官（政策評価）＜事務局＞

国土交通省政策評価会 構成

国土交通省政策評価会構成員（五十音順）（令和7年4月時点）

座長	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
	大串 葉子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
	鎌田 裕美	一橋大学大学院経営管理研究科教授
	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
	白山 真一	宇都宮大学データサイエンス経営学部教授（併任）データサイエンスセン ター長、公認会計士、中小企業診断士
	鈴木 美緒	東海大学建築都市学部准教授
	平田 輝満	茨城大学大学院理工学研究科都市システム工学領域教授
	松田 千恵子	東京都立大学経済経営学部教授

5 政策評価結果等の公表時期（実績）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国土交通省政策評価 基本計画の策定・変更						
国土交通省事後評価 実施計画の策定・変更			令和6年度計画 の変更(6月27日)			
1. 政策チェック アップ			令和6年度指標の 設定(6月27日) 令和6年度モニタリン グ公表(6月27日)			
2. 政策レビュー						
3. 個別公共事業評価					令和7年度予算概算要 求に係る評価書公表 (8月27日)	令和6年度予算に 向けた評価書公表 (9月2日)
4. 個別研究開発課題 評価					令和6年度評価書公表／ 令和7年度予算概算要求 に係る評価書公表 (8月27日)	
5. 規制の政策評価 (●事前、▲事後)	●4月22日公表		●5月14日公表		●9月13日公表	
6. 租税特別措置等に 係る政策評価					評価書公表 (8月27日・30日)	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国土交通省政策評価 基本計画の策定・変更						
国土交通省事後評価 実施計画の策定・変更						令和6年度計画 の変更(3月26日)
						令和7年度計画 の策定(3月24日)
1. 政策チェック アップ						令和7年度指標の 設定(3月24日)
2. 政策レビュー						令和6年度評価 書 公表(3月28日)
3. 個別公共事業評価			令和6年度補正予算 に係る評価書公表 (12月17日・18日)	令和7年度予算に 向けた評価書公表 (1月31日)		令和7年度予算に 向けた評価書公表 (3月31日・4月1日)
4. 個別研究開発課題 評価						令和6年度評価書公 表 (3月26日)
5. 規制の政策評価 (●事前、▲事後)	●10月18日公表	●11月1日公表	●12月6日公表	▲1月30日公表	●2月6日、13日公表 ▲2月27日公表	●3月3日、13日、 27日、28日公表 ▲3月21日、31日 公表
6. 租税特別措置等に 係る政策評価						

国土交通省 政策統括官付 政策評価官付

電話：03-5253-8807

ホームページ：<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html>